

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁19行目、「この見解では真実を告知すれば取引に応じなかったであろう場合のすべてに詐欺罪の成立を認めることになりかね」ないとしているが、真実を告知すれば取引に応じなかったであろう場合で詐欺罪の成立を認めるべきでない場合とは、具体的には、どのような場合をいうのか。
- 10 2. 弁護側は、B説を採用するということは、誤振込がなされた時点でその金銭に対する占有が移転したと考えているということでは間違いはないか。
3. 弁護レジュメ2頁3行目、「自己名義のクレジットカードの不正利用において行為者が得ているのは、行為者が商品を購入した時点でカード会社はその債務を引き受けることによる、「代金債務を免れる利益」である」とするが、なぜか。
- 15 4. 弁護側はイ説の検討において、被損害者をカード会社に限定しているが、加盟店は物品の交付に対する支払いを信販会社から受けることができれば何ら損害がないとしてよいのか。

以上